

令和2年3月18日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

健康医療局

目 次

ページ

1	横浜 I R の「実施方針（案）」骨子について.....	1
---	------------------------------	---

1 横浜 I Rの「実施方針（案）」骨子について

横浜市（以下「市」という。）は、I R誘致に向けた検討を進めており、3月12日（木）の横浜市議会常任委員会において、県及び公安委員会との協議等が必要とされる「実施方針（案）」の骨子（別紙参照）を報告した。

(1) 実施方針の位置付け

「実施方針」は、市が、特定複合観光施設区域整備法に基づき策定するもので、I Rの方向性や考え方、施設、機能などに関する事項と、民間事業者の公募・選定に関する事項を記載するもの。

市は、「実施方針」の策定に当たり、県及び公安委員会と協議の上、それぞれが実施する施策及び措置に係る事項について、あらかじめ同意を得なければならないこととされている。

(2) 「実施方針（案）」骨子の概要

ア 構成

第1. はじめに

第2. 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項

第3. 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項

第4. 特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項

第5. 設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項

第6. 設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項

第7. カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項

第8. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

第9. その他事業の実施に関し必要な事項

イ 県の同意対象となる施策等

上記ア第8のうち、次の施策等については、県の同意対象となる。

(ア) ギャンブル等依存症対策

- ・ 国、関係機関等との連携のもと、市・県は、ギャンブル等依存症対策基本法や推進基本計画、国の依存症対策総合支援事業に基づく依存症対策を実施
- ・ 県は、令和2年度中に「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」を策定し、市と連携して予防教育・普及啓発、相談支援、医療提供体制の整備、回復支援のために必要な施策を実施

(参考) 市の依存症対策

(1) 依存症への総合的な取り組み

- ・ アルコールや薬物等の依存症への対策を含め、関係機関等と連携しながら総合的な取り組み
- ・ ゲーム障害・ネット依存など新たな依存についても普及啓発等を推進
- ・ 横浜市立大学においては、医療面を中心に、研究面・人材面での役割について協議等

(2) 予防教育の実施

- ・ 国の基本計画に基づく依存症についての教育や、子ども・青少年やその保護者等に対する予防啓発の推進等

(3) 事業者や研究・専門機関との研究

- ・ 対策、予防教育を事業者・研究・専門機関と研究等

(4) 調査による実態把握

- ・ 市のギャンブル等依存症の状況を把握・分析等

県は、「実施方針（案）」に記載されるギャンブル等依存症対策のうち、県が実施する施策及び措置に係る事項について、記載内容に問題がないかを確認し、協議を整えた上で同意していく。

ウ 公安委員会の同意対象となる施策等

上記ア第6及び第8のうち、次の施策等については、公安委員会の同意対象となる。

(ア) 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための措置

(イ) I R区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善等

(参考) 市の取組状況

(1) これまでの動向

令和元年8月22日 誘致表明

令和2年2月17日 「横浜IRの方向性(素案)」を市議会に報告

3月6日 「横浜IRの方向性(素案)」のパブリックコメント開始
(～4月6日)

3月12日 「横浜IRの実施方針(案)の骨子」を市議会
に報告

(2) 市が想定する今後のスケジュール

～令和2年5月 「実施方針(案)」に係る県及び公安委員会等と
の協議

令和2年6月 「横浜IRの方向性」及び「実施方針」の公表

令和2年度 IR事業者公募・選定

令和3年度 「区域整備計画」の認定申請

2020年代後半 横浜でのIR開業

横浜 I R の実施方針（案）の骨子について

実施方針（案）の構成	主な記載内容等																		
第 1. はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ■ はじめに、I R の担当部局、根拠法令、上位計画等 																		
第 2. 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定複合観光施設区域の整備の意義 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の現状・課題、開港からの歴史、横浜のまちづくり、横浜を目指す I R ■ 特定複合観光施設区域整備の市の基本的な構想と目標 <ul style="list-style-type: none"> ・都心臨海部の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合することで相乗効果を最大限に発揮。横浜の観光・経済にイノベーション（革新）をもたらす ・横浜を世界から選ばれるデスティネーション（目的地）へ 																		
第 3. 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の土地の概要（山下ふ頭の土地の概要） <ul style="list-style-type: none"> ・臨港地区：商港区 ・用途地域：商業地域（容積率 400%/建蔽率 80%） ・高度地区：最高限第 7 種（最高限度 31m）等 ⇒必要に応じて、土地利用規制を見直す ■ 土地の権利関係及びその使用等について <ul style="list-style-type: none"> ・山下ふ頭は、都心臨海部の貴重な土地であるため、貸付による処分を予定。最終的な契約価格は、財産評価審議会に諮問のうえ決定 																		
第 4. 特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定複合観光施設 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者により一体的に整備・運営（民設・民営）される、中核施設（M I C E 施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設）等を整備。健全なカジノ事業の収益を活用して、国際競争力の高い滞在型観光を実現 ■ M I C E 施設 <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模については、下記表の①②を要件とする ・政令での要件 <table border="1" data-bbox="592 1581 1439 2056"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th colspan="2">国際会議場施設</th> <th rowspan="2">展示施設等</th> </tr> <tr> <th>最大の会議室 収容人数</th> <th>施設全体の 収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>1,000 人～ 3,000 人</td> <td>2,000 人～ 6,000 人</td> <td>12 万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>3,000 人～ 6,000 人</td> <td>6,000 人～ 12,000 人</td> <td>6 万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>6,000 人～</td> <td>12,000 人～</td> <td>2 万㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	No.	国際会議場施設		展示施設等	最大の会議室 収容人数	施設全体の 収容人数	①	1,000 人～ 3,000 人	2,000 人～ 6,000 人	12 万㎡以上	②	3,000 人～ 6,000 人	6,000 人～ 12,000 人	6 万㎡以上	③	6,000 人～	12,000 人～	2 万㎡以上
No.	国際会議場施設		展示施設等																
	最大の会議室 収容人数	施設全体の 収容人数																	
①	1,000 人～ 3,000 人	2,000 人～ 6,000 人	12 万㎡以上																
②	3,000 人～ 6,000 人	6,000 人～ 12,000 人	6 万㎡以上																
③	6,000 人～	12,000 人～	2 万㎡以上																

実施方針（案）の構成	主な記載内容等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オール横浜での観光・MICE推進体制の確立。パシフィコ横浜との連携により、我が国最大の『グローバルMICE都市』横浜の実現</u> ■ 魅力増進施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相撲、歌舞伎、落語、和食など、我が国の伝統、文化、芸術などの様々な魅力を、最先端技術等を活用して発信 ■ 送客施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本各地の観光の魅力を様々な手法や言語で紹介・発信 ・ 必要な手配を一元的に行い、最適な交通手段で送客 ・ <u>各地の観光地等との連携体制の構築(DMO等の検討)</u> ■ 宿泊施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の需要の高度化及び多様化に対応し、政令で定める基準に適合する施設 ・ 客室面積の合計が 10 万㎡以上 ・ 富裕層も満足する世界最高水準のサービス、ホスピタリティの提供 ■ 観光旅客の来訪・滞在の促進に寄与する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界水準のショーやエンターテインメントを提供できる施設。アリーナ、劇場、博物館 等 ■ カジノ施設の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>カジノを行う区域の面積は延床面積の3%以下、主動線から隔離された適切な配置計画、デザイン 等</u> ■ IR事業の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>廉潔性確保、安定的・継続的に運営できる能力、体制 等</u> ・ <u>事業者の財務状況、コンプライアンス体制 等</u> ■ 設置運営事業者がIR事業者として実施することが求められる事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中核施設等の設置・運営、区域への交通アクセス強化等</u> ・ <u>市内中小企業の受注確保、雇用創出・人材育成、商店街振興など、地域経済の活性化に寄与等</u> ■ 設置運営事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ IR整備法令、規則等を遵守した適切な施策の実施 ・ <u>問題のある利用者への適切な対応や、相談支援の充実など、依存防止のための措置</u> ・ <u>24時間警備、防犯カメラ、最先端の技術を駆使し、地域の関係者と連携した地域風俗環境の保全向上に向けた措置</u> ・ <u>市、県、公安委員会との連携</u> 他

実施方針（案）の構成	主な記載内容等
<p>第5. 設置運営事業等を行う おとす民間事業者の募集及び選定に 関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 募集要項等 ■ 設置運営事業予定者の募集・選定に関する基本的な考 え方 ■ 選定手順及び選定方法に関する事項 ■ 応募者の参加資格要件 <p style="text-align: right;">他</p>
<p>第6. 設置運営事業等の円 滑かつ確実な実施の 確保に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>観光や地域経済の振興に寄与し、財政の改善に資する ためには、長期間にわたって、安定的かつ継続的な I R 事業の実施を確保等</u> ■ 設置運営事業者の責任の履行確保の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市、事業者、協議会などによるモニタリング、I R 区 域整備等の実施に伴う影響・効果分析等</u> ■ I R 事業におけるリスク及びその分担の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実施協定等に特段の定めのない限り、設置運営事業者 が負う等</u> ■ I R 事業の継続が困難となった場合の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業績不振、免許取消又は更新できない場合、認定取消 又は更新できない場合、災害の発生等、これらの想定 される事由に対し、その措置及び役割分担を明確化</u> ・ <u>継続困難な事由が発生した場合等は、帰責事由の有無 や程度に応じて、修復に向けて設置自治体と I R 事業 者がとるべき措置及び役割を明確化等</u> ■ I R 区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域の良好な治安の維持、安全かつ円滑な交通環 境の確保のために必要となる施設や施策等について、 関係機関と協議しながら検討 ・ <u>来訪者増加等に対応するため、</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>山下ふ頭周辺の主要道路及び交差点の改良等</u> ・ <u>最寄り駅からの歩行者アクセス施設の整備</u> ・ <u>都心臨海部の回遊性向上のための交通手段の整備</u> ・ 都心臨海部の治安・防災の維持・向上のため、山下ふ 頭内において施設の設置を検討等 ■ 地域における合意形成（都道府県等との協議や同意、 公聴会の開催、議会の議決など） <p style="text-align: right;">他</p>
<p>第7. カジノ事業の収益を 活用して地域の創意 工夫及び民間の活力 を生かした特定複合 観光施設区域の整備 を推進することによ り我が国において国</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ I R 整備法第 15 条第 3 項に基づく、設置運営事業者 の再投資の努力義務 ・ 具体的な例示（施設のリニューアル、コンテンツの充 実等）、区域整備計画への再投資計画の記載 ・ 国土交通大臣へのカジノ事業の収益を活用した再投資 の説明及び国の評価の反映等 ■ 「認定都道府県等納付金」及び「認定都道府県等入場 料納入金」の用途

実施方針（案）の構成	主な記載内容等
<p>際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来見込まれている税収減を補うとともに、福祉、子育て、医療、教育など、豊かで安全・安心な市民生活をより確かなものにするための財源に重きを置いて活用 <p style="text-align: right;">他</p>
<p>第8. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を徹底的に排除するための施策及び措置 ■ 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための措置 ・ 反社会的勢力対策、マネー・ローンダリング対策、地域風俗環境対策等、様々な懸念事項について、関係機関と情報共有・連携し、未然防止の取り組みを推進等 ■ 青少年の健全育成 ・ 青少年の保護育成などの施策 <u>地域の見回り強化、青少年の勧誘等の禁止、青少年の育成に携わる大人に、知識・情報の提供</u> ■ ギャンブル等依存症対策 ・ 国、関係機関等との連携のもと、市・県は、ギャンブル等依存症対策基本法や推進基本計画、国の依存症対策総合支援事業に基づく依存症対策を実施 ・ <u>横浜市の依存症対策として</u> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>依存症への総合的な取り組み</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ アルコールや薬物等の依存症への対策を含め、関係機関等と連携しながら総合的な取り組み ・ ゲーム障害・ネット依存など新たな依存についても普及啓発等を推進 ・ 横浜市立大学においては、医療面を中心に、研究面・人材面での役割について協議等 ② <u>予防教育の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本計画に基づく依存症についての教育や、子ども・青少年やその保護者等に対する予防啓発の推進等 ③ <u>事業者や研究・専門機関との研究</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策、予防教育を事業者・研究・専門機関と研究等 ④ <u>調査による実態把握</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市のギャンブル等依存症の状況を把握・分析等 ・ <u>県は、令和2年度中に「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」を策定し、市と連携して予防教育・普及啓発、相談支援、医療提供体制の整備、回復支援のために必要な施策を実施</u> <p style="text-align: right;">他</p>
<p>第9. その他事業の実施に関し必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施方針に対する民間事業者からの質問及び意見への回答 <p style="text-align: right;">他</p>